

「生産性向上」「技術開発」「新商品開発」等をお考えの中小企業者の皆様へ!

# 敦賀チャレンジ企業応援補助金

(令和4年度 敦賀市中小企業活性化支援事業)

- 「生産性向上」や「技術開発」等につながる  
設備投資に、100万円を上限(補助率1/2)、
- 「敦賀名物等の商品開発」に係る開発費や  
パッケージ制作費に、50万円を上限(補助率2/3)  
に補助金が出ます。

※敦賀商工会議所が、敦賀市の委託を受けて実施する、  
敦賀独自の企業向け補助金制度です。

《補助対象となる事業》

## (1) 設備投資等支援枠(以下①～③の取り組みを行う必要があります)

- ① 設備投資を行う。
- ② 生産性向上、省力化、技術開発、新規事業のいずれかの取り組みを行う。
- ③ 労働生産性が年平均3%以上向上する計画であること。  
※労働生産性=(営業利益+人件費+減価償却費)÷労働者数又は労働時間

(その他)

- ・市内において自ら使用する事業所等に当該設備を設置すること。
- ・中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に基づく先端設備等導入計画を審査会までに作成する(した)場合、加点します。

## (2) 地域資源を活かした商品開発等支援枠(敦賀名物等の商品開発事業)

- ① 敦賀の文化や特色などを活かした「敦賀名物」づくりに係る開発費用や、パッケージの開発に取り組む事業。
- ② 「氣比神宮」「氣比神宮寺(6つの寺)」「旧北陸トンネル群」「鉄道」「赤レンガ倉庫」「人道の港敦賀ムゼウム」「大谷吉継」「港」「北前船」「敦賀市公認キャラクター※」や観光名所などの地域資源を活用した商品。
- ③ 敦賀をPRする商品。(お土産としての利用が期待される商品)  
※市公認キャラクター…「ツヌガ君」「バショさん」「よっしー」

- ・計画の作成や策定した事業計画実施の際、敦賀商工会議所が助言・サポートを行います。
- ・本チラシの内容以外にも制約等がありますので、必ず、下記窓口までお早めにお問い合わせの上、助言・サポートを受けながら申請してください。

<お問い合わせ・申請書提出先>

敦賀商工会議所 中小企業相談所 (〒914-0063 敦賀市神楽町2-1-4)

電話: 0770-22-2611 [8:30~17:00] (土日祝日除く)

URL: <http://www.tsuruga.or.jp>

敦賀商工会議所

検索



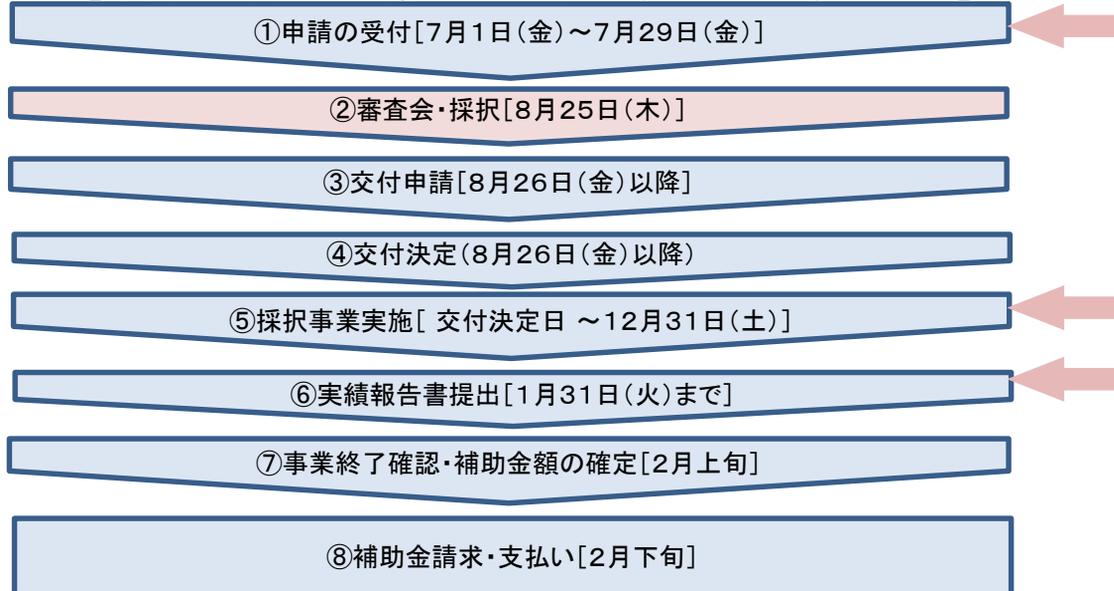
敦賀商工会議所HP  
QRコード

→ 裏面もご参照下さい。

# 【敦賀チャレンジ企業応援補助金 概要】

補助対象事業	設備投資等支援枠	地域資源を活かした商品開発等支援枠 (敦賀名物等商品開発事業)								
補助限度額	100万円	50万円 ※設備導入経費は、補助金の充当額は10万円が上限となります。								
補助率	2分の1	3分の2								
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備導入経費(機械装置・工具・器具備品・建物附属設備購入費、その他付帯する費用)</li> <li>・キッチンカー等専用車両購入、改造費(専ら事業の用に供する)</li> <li>・委託料(調査研究費、資料作成費)</li> <li>・広告宣伝費(販売促進費)</li> <li>・技術開発に伴う原材料費</li> <li>・賃借料、謝金、旅費、その他事業実施に必要と認められる費用</li> </ul> <p>※キッチンカー等専用車両: 食品の調理を目的とした設備を備え、販売する車両又は車両に商品を積載するとともに場所を移動して商品を販売する車両をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料費</li> <li>・委託料(試作、検査、外注加工費、デザイン費)</li> <li>・設備導入経費(機械装置・工具・器具備品購入費、その他付帯する費用)</li> <li>・広告宣伝費</li> <li>・賃借料、謝金、旅費、その他事業実施に必要と認められる費用</li> </ul>								
募集期間	令和4年7月1日(金)～令和4年7月29日(金)									
補助対象期間	交付決定日から令和4年12月31日(土)まで									
対象者	<p>・中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者</p> <table border="1"> <tr> <td>製造業 その他</td> <td>資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td> </tr> </table> <p>・市内において創業して6ヶ月以上継続して事業を営んでいること。 (創業定義…… 個人:開業届に記載の創業日、法人:登記日)</p> <p>・敦賀市税を滞納していないこと。 ※ 詳しくは、別途「募集要項」をご覧ください。</p>		製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人									
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人									
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人									
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人									

## 【申請から補助金受領までの流れ(令和4年～令和5年)】



計画書や申請書の作成や実行時の取  
組みやサポートは、敦賀商工会  
議所が実施いたします。